

マツダエースかけつけ安心サービス利用規約

マツダエースかけつけ安心サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、マツダエース株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、事故現場への隊員かけつけサービス「マツダエースかけつけ安心サービス」（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めるものです。

第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、本サービスを利用する全てのお客様（以下「利用者」といいます。）に対し適用され、当社と利用者との間における本サービスの利用契約の内容となります。
- 2 利用者は、本サービスを利用するに際して本規約に同意したものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、次の各号に定める定義によるものとします。

- (1) 「サービス提供者」とは、当社からの委託により本サービスを提供する広島総合警備保障株式会社及びその隊員をいいます。
- (2) 「対象自動車保険」とは、当社を保険代理店として加入した自動車保険（1日単位又は時間単位で加入する自動車保険及び他者所有の自動車を対象とするドライバー保険等の自動車保険は除きます）をいいます。
- (3) 「被保険自動車」とは、対象自動車保険の保険証券に記載された自動車をいいます。

第3条（本サービスの内容及び範囲）

- 1 本サービスは、事故が発生したときに、利用者からの要請に基づいて事故現場にサービス提供者の隊員が駆けつけるサービスです。本サービスにおいて、サービス提供者は事故現場で次のサービスを提供します。ただし、状況によって一部又は全部のサービスを提供できない場合があります。
 - (1) 事故現場における安全確保
 - (2) 警察への通報及び救急車の手配状況等の確認（原則として、当社及びサービス提供者は警察への通報及び救急車の手配を行いません。ただし、利用者の怪我の状況等によっては、代わりに救急車の手配を行う場合があります。）
 - (3) 事故関係者への事故状況の聞き取り及び記録（事故状況等の簡易的な作図を含む）
- 2 サービス提供者は、事故後の手続等の連携のために、事故現場で収集した情報を当

社へ報告します。

- 3 第1項の規定にかかわらず、サービス提供者は次の対応を行いません。
 - (1) 示談交渉
 - (2) 金銭の立替
 - (3) 病院等への付き添い
 - (4) 事故関係車両の移動
 - (5) レッカー要請等の事故処理に関する手配
- 4 本サービスの利用料は無料とし、365日24時間受付及び対応します。

第4条（本サービスの利用条件）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、事故現場より当社の指定する専用ダイヤルへ連絡し、本サービスの提供を要請するものとします。
- 2 提供要請を受けた当社及びサービス提供者は、利用希望者が本規約に定める所定の条件を全て満たすと判断した場合に本サービスを提供します。
- 3 利用希望者が本規約に定める所定の条件を満たさなかったことにより当社及びサービス提供者が本サービスの提供を行わず、結果として利用希望者に損害が生じた場合であっても、当社及びサービス提供者は当該損害について責任を負いません。

第5条（本サービスの利用対象者）

- 1 本サービスの利用対象者（以下「利用対象者」といいます。）は、被保険自動車の所有者、運転者及び同乗者とします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者のみを所有者とみなします。
 - (1) 被保険自動車の所有権が売主に留保されている場合 当該自動車の買主
 - (2) 被保険自動車が貸借されている場合 当該自動車の借主
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利用対象者に含みません。
 - (1) 被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を運転又は同乗する者
 - (2) 対象自動車保険の特約の対象となる、被保険自動車以外の自動車（代車を含む）及び原動機付自動車等の所有者、運転者及び同乗者
 - (3) 運転代行業者及び自動車修理業者等、利用対象者から委託を受け、業として被保険自動車を運転する者
- 3 第1項の利用対象者に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合

- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
- (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

- 4 本サービスの提供後に利用者が利用対象者ではないことが判明した場合、本サービスの提供に要した費用は全て当該利用者の負担とします。

第6条（利用対象者の義務）

- 1 利用対象者は、本サービスを利用するにあたり、次の義務を負うものとします。
 - (1) 当社及びサービス提供者の指示に従い、本サービスの円滑な実施に協力すること
 - (2) 当社及びサービス提供者から保険証券、運転免許証、自動車検査証及びその他必要な書類の提示を求められた際は、提示に応じること
 - (3) 事故現場において本サービスの実施に立ち会うこと（負傷等により立会いが不可能な場合を除きます）
- 2 利用者が前項各号の義務を履行しない場合は、本サービスの提供を中止することがあります。その場合、本サービスの提供に要した費用は全て当該利用者の負担とします。

第7条（本サービスの対象事故）

- 1 本サービスにおいて対象となる事故（以下「対象事故」といいます。）は、運転中の被保険自動車が行歩者又は他者の所有に係る車両、動産及び不動産等と直接接触（飛び石等による間接的な接触は除く）した場合をいうものとします。
- 2 被保険自動車を利用者の所有に係る動産及び不動産等へ接触した場合及び転落した場合等の他者に損害の生じない自損事故は、本サービスにおける対象事故に含みません。

第8条（本サービスの対象地域）

- 1 本サービスは、広島県内のみを対象とし、広島県外及び本規約末尾の【広島県内のサービス対象外地域一覧】に記載の地域は、本サービスの対象外とします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場所は本サービスの対象地域から除外するものとします。

- (1) 山間部、離島等の駆けつけが困難な場所
- (2) 高速道路、バイパス等の有料又は無料の自動車専用道路（サービスエリア等の休憩施設を含む）
- (3) トンネル内
- (4) 一般人の入場が規制されている場所
- (5) 災害等の影響により立ち入りが困難な場所

第9条（本サービスの利用可能期間）

- 1 対象自動車保険の保険期間を本サービスの利用可能期間とします。なお、対象自動車保険を途中で解約した場合は、当該解約による保険期間の終了日までを本サービスの利用可能期間とします。
- 2 本サービスの提供後、当該提供日が利用可能期間外であったことが判明した場合は、本サービスに要した費用は全て利用者の負担とします。

第10条（本サービスの提供を行わない場合）

- 1 当社及びサービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を行いません。
 - (1) 事故現場が対象地域でない場合
 - (2) 専用ダイヤルへ連絡する前に利用者が他社の提供する本サービスと類似のサービスを要請していた場合
 - (3) 被保険自動車の自動車検査証の有効期限が切れている場合
 - (4) 地域、時季、気象及び道路状況等から当社又はサービス提供者が本サービスの提供が困難と判断した場合
 - (5) 事故現場が特定できない場合
- 2 当社及びサービス提供者は、対象事故が次の各号のいずれかに該当する事由を原因として生じた場合は、本サービスの提供を行いません。
 - (1) 利用対象者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険自動車へ施した違法な改造・整備又は自動車メーカーが認めていない改造・整備
 - (3) 被保険自動車の取扱説明書及びその他自動車メーカーが定める使用方法から逸脱した方法での使用
 - (4) 被保険自動車の仕様の限度を超える酷使
 - (5) 被保険自動車の明らかな整備不良

- (6) 自動車競技又はこれに類する行為への被保険自動車の使用
 - (7) 地震、津波、洪水、暴風及び噴火等の天災地変
 - (8) 戦争、内乱、テロ及びこれらに類する事変又は暴動
- 3 当社及びサービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を行いません。
- (1) 法令に定められた運転資格を持たない者が被保険自動車を運転していた場合
 - (2) 運転者が酒気を帯びた状態又はこれに相当する状態で被保険自動車を運転していた場合
 - (3) 運転者が覚せい剤及び大麻等の違法薬物又はこれに類する薬物の影響により、正常な運転ができないおそれのある状態で被保険自動車を運転していた場合
- 4 前三項のいずれかに該当する場合において、当社及びサービス提供者が本サービスを提供した場合、当該提供に要した費用は全て利用者の負担とします。

第11条（本サービスの提供に関する責任）

- 1 本サービスは、サービス提供者の責任において提供されるものとし、本サービスに関する損害について、当社は一切その責めを負わないものとします。ただし、当該損害が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合、当社は直接かつ通常の損害の範囲で責任を負うものとします。
- 2 本サービスは当社が対象自動車保険に独自に付帯及び運営するものであり、対象自動車保険の保険会社は本サービスについて何ら責任を負うものではありません。
- 3 本サービスの提供を行わない場合又は本サービスの提供が遅延した場合であっても、当社及びサービス提供者は何ら責任を負いません。

第12条（個人情報等の取扱い）

- 1 本サービスの利用者は、対象自動車保険の保険証券に記載されている情報であって、本サービスの利用に必要な情報を当社がサービス提供者に提供することに同意するものとします。
- 2 本サービスの利用者は、本サービスの利用に際し、当社及びサービス提供者が利用者との通話を記録及び保存することに同意するものとします。
- 3 本サービスの利用者は、本サービスの利用に際し、当社及びサービス提供者間において、前項の通話記録及び事故現場において記録した事項を共有することに同意するものとします。

第13条（本規約の変更等）

- 1 当社は、法令改正、社会情勢の変化その他の事情により本規約を変更する必要が生

じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき本規約を変更することができます。

2 当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生時期を定め、効力発生日までに当社のウェブサイトへの掲示その他の方法により次の事項を周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本規約の内容
- (3) 効力発生日

3 本サービスは、社会情勢や利用状況等を勘案の上、サービスの提供を中断又は終了する場合があります。その場合、当社は対象自動車保険の契約者に対して事前又は事後に中断又は終了について通知します。

第14条（本規約等に関する判断及び解釈）

本規約の内容及び本サービスの内容について、定めのない事項や解釈が分かれる場合は、当社の判断又は解釈に従うものとします。

第15条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年7月1日制定

【広島県内のサービス対象外地域一覧】

広島市 南区	広島県広島市南区似島町
広島市 南区	広島県広島市南区似島町字信谷
広島市 南区	広島県広島市南区似島町字大黃
広島市 南区	広島県広島市南区似島町字長谷
広島市 南区	広島県広島市南区似島町字東大谷
広島市 南区	広島県広島市南区似島町字家下
広島市 南区	広島県広島市南区似島町字中ノ原
呉市	広島県呉市川尻町柏
尾道市	広島県尾道市百島町
福山市	広島県福山市走島町
大竹市	広島県大竹市阿多田
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町雲耕
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町移原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町大暮
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町大利原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町大元
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町奥中原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町奥中原板村
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町奥原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町苅屋形
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町川小田
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町草安
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町荒神原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町荒神原亀山
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町小原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町才乙
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町高野
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町土橋
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町中祖
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町南門原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町西八幡原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町橋山
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町橋山空城
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町橋山字吉見坂
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町東八幡原
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町細見
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町細見下山
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町政所

山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町溝口
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町宮地
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町宮地亀山
山県郡 北広島町	広島県山県郡北広島町米沢
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町有木
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町上野
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町小野
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町上豊松
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町笹尾
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町下豊松
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町新免
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町李
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町中平
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町花済
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町安田
神石郡 神石高原町	広島県神石郡神石高原町油木